

【本井晴信氏収集文書 解題】

- ・ 本道村文書 1461
- ・ 下百々村文書 1462
- ・ 中島村文書 1463
- ・ 宮口村文書 1464
- ・ 上広田村文書 1466
- ・ 小谷島村文書 1467
- ・ 手島村文書 1468
- ・ 角取村文書 1469
- ・ 吉野村文書 1470
- ・ 中小町商家文書 1478
- ・ 本井晴信氏収集諸家文書 1485 ※数字は資料群番号

元新潟県立文書館副館長の本井晴信氏が収集した文書群である。本井氏は、文書の散逸を危惧し、古書店等に流出していた旧越後国頸城郡関連の文書を自費で購入していた。そのため、各文書の旧蔵者や伝来等の詳細は不明である。

〔宮口村文書 資料群番号 1464〕

上越市牧区宮口（旧宮口村/元東頸城郡牧村大字宮口）の庄屋文書等 2,100 点余りの近世文書群である。本井氏が購入する前の段階で、虫損と湿気による紙の劣化がかなり進行していたものと考えられ、開封不能の文書も多い。文書群の形成過程や保存の経緯等も明らかではないが、地域史研究に資するような資料も多数含まれており、今後の活用が期待できる文書群である。

本文書群に含まれる文書の多くは、宮口村（17世紀末以降幕府領、後に高田藩預所）庄屋佐左衛門（池田佐左衛門）宛のものである。佐左衛門は、川浦代官所支配下の各村々の取りまとめ役や扱人（噺人：あつかいにん）を長く務めていた。

宮口村は飯田川筋の四か村用水の堰口・取入口に当たっていたこともあり、佐左衛門は、四か村用水惣代の役も務めていた。飯田川上流では、新江筋開削の動きがしばしばあったため、棚廣村・山口村・棚岡村など上流の村々と水吉・法花寺・水科・窪等の水村々との争いが起こり、用水に関する訴訟文書も数多く残されている。また、飯田川を挟んで対岸の北方村との村境の争いは近世を通じて続き、その経緯をよく示す文書も含まれる。

本文書群の中でも特徴的な内容の資料を以下に記載する。

- ・ 年貢割付状・年貢皆済目録〔資料番号 1464-1-1～1464-180-1〕

元禄 12 年（1699）の割付状から明治 3 年（1870）の皆済目録まで 180 点余りが残る。虫損・汚損のため開封できないものも多く含まれているが、比較的まとまっている。

- ・ 漆木の届〔資料番号 1464-240-1～255-1〕

天明 6 年（1786）に幕府領では漆木の調査を行い、川浦代官所支配下の村々のうち 42 か村分の届けの控が残されている。能生谷の能生村、名立谷の藤崎村・百川村、松之山郷の大平村・会沢村等の遠隔地の村々も含まれることから、佐左衛門が広範囲にわたって集約する役務を負っていたものと考えられる。

- ・ 廻米に関する文書

資料番号 1464-278-1 から 278-15 までの束は佐渡廻米について記された文書群である。宮口村文書に含まれている経緯は不明である。川浦代官名で出された「火の用心」「荷物隠の厳禁」などを通達した「舩中御條目」、廻米にかかわる手配万端を津々浦々の名主・年寄に依頼した「浦触」、代官手代からの廻米の送り状等が含まれている。廻米の沖ノ口切手の取り扱いを巡る高田・稲田の商人と村方の出入を記した、天明 4 年（1784）の「差上申一札之事」〔資料番号 1464-231-1〕も廻米積み出しに関する貴重な資料である。

- ・水論、水争いの出入等に関わる文書

四か村用水水村々と飯田川水上村々の水争いは毎年のように繰り返され、とりわけ上流の村々が新江筋の開削を行った時には、堰の強制撤去等の実力行使や暴力沙汰が何度も起こっていた。資料番号 1464-459-1～461-1 は、明和 9 年（1772）の山口村の新江筋開削に端を発した水論の経緯を示した資料である。そのうち出入内済の内容を示した取極の絵図〔資料番号 1464-459-1〕は、水科用水・四カ村用水の堰口・用水筋等を網羅して描いた貴重な絵図である。

- ・高田藩士への金銭貸付に関する文書

安永 7 年（1778）、幕府領では二朱銀（二朱判）を通用させるため、各村々へ貸付金として下げ渡された。高田藩では、下げ渡された貸付金を家中へ貸し付けることが許可されており（「相添申一札之事」〔資料番号 1464-744-1〕等）、佐左衛門が藩士に貸し付けた借用証文が 85 点残されている。安永 8 年（1779）の「借用申金子之事」〔資料番号 1464-763-1〕には、「返済の儀は、月々拙者が受け取る御扶持米の内にて御引き取りなさるべく候」とみえ、宮口村から藩士が受け取る扶持米から差し引きして返済することが行われていた。藩側には口入役の藩士がいたこと〔資料番号 1464-735-21〕や借用金の踏み倒しがあったこと〔資料番号 1464-736-1〕を示す文書もあり、高田藩士の厳しい経済状況をよく示している資料である。借用証文の宛先の中に「川浦代官所 宮口村 池田佐左衛門」と記されているものが数点あることから、佐左衛門が在地での代官所の職務代理的な役割を果たしていたものと推測できる。

- ・扱人（曖人）に関わる文書

近世において、村方の訴訟に対する為政者の基本的な態度は、両者が話し合いを持ち解決する「相対済（あいたいすまし）」であった。相対済のための熟談・内済等を取り持つ（もしくは取り仕切る）のが扱人（曖人）あるいは立会人と称される庄屋クラスの在地の有力者であった。佐左衛門は数多くの訴訟の内済を取り仕切っており、それらにかかわる文書が多数残されている。年不詳の「相渡申内済仮証文之事」〔資料番号 1464-1033-1〕では、旧能生町（現糸魚川市能生地区）の漁場網敷を巡る出入を、「差上申出入済口証文之事」〔資料番号 1464-1066-1〕では、達野新田での草生水井戸の権利を巡る村内の出入を、佐左衛門が仲裁している。広範囲にわたる近世の村社会の内実をよく示した文書が多数含まれている。

- ・寛政元年（1789）「乍恐以書付御請奉申上候」〔資料番号 1464-265-1〕

天明の飢饉後に高田藩が示した凶作時に植え付けるべき農作物について、精練して耕作に励む旨を誓った請書である。後段には、米・芋・糶味噌・岡穂稻・唐麦・油絞草等の栽培状況の概略が記され、前段では「殿様御力落」と、天明の飢饉が藩財政に暗い影を落としていたことが読み取れる。

- ・文久 2 年（1862）「乍恐以書付奉願上候」〔資料番号 1464-333-1〕

佐左衛門が、宮口村庄屋として一本木新田の荒地開墾と人参・漆木等の栽培を高田藩に願い出た資料である。

- ・天保 10 年（1839）「拾年季質物相渡申田地証文之事」〔資料番号 1464-667-1〕

宮口村庄屋佐左衛門が、江戸神田永富町五丁目三浦屋米蔵に田高 5 斗（175 束刈）と芝山 1 口を代金 30 両で質入れしたことを示す資料である。棒引きされていることや質置人と質取人の関係性が不明確なことも配慮する必要があるが、他に類例のない遠隔地の質地取引の事例である。